

建設汚泥受入施設及び受入基準一覧表

受 入 施 設		所 在 地	搬 出 先	受入基準
再 資 源 化 施 設	(株)熊野技建 (TEL : 082-854-6184)	安芸郡熊野町字深原平 2672-115	同 左	別表 1
	太平洋セメント(株) (TEL : 082-567-2655)	大分県津久見市合ノ元町 2 番 1 号	光陽建設(株) (広島県呉市吉浦新町 2 丁目 5 番 1 号) (TEL : 0823-20-3711)	別表 2
	黒瀬資源再利用センター(株) (TEL : 0823-83-1370)	東広島市黒瀬町大多田字大十田 302 番地の 52	同 左	別表 3
	丸伸企業(株) (TEL : 082-818-1000)	安佐北区三入南一丁目 13-14	同 左	別表 4
	(株)砂原組 (TEL : 050-3650-6436)	安佐北区安佐町飯室字国丸 2825	同 左	別表 5
	住友大阪セメント(株) (赤穂工場 TEL : 0791-43-1111)	赤穂工場：兵庫県赤穂市折方字中水尾 1513	(株)クリーンエナジー (南区月見町 2244 番地の 13) (TEL : 082-890-0177)	別表 6
	平和実業(株) (TEL : 082-928-5617)	佐伯区五日市町大字石内 2047 番地	同 左	別表 7
	(有)トラスト (TEL : 082-426-1120)	東広島市西条町上三永字仙女峯 348-38	同 左	別表 8
	協和鋳業(株) (TEL : 082-815-1386)	安佐北区安佐町筒瀬 2211	同 左	別表 9
	(有)シー・イー・サプライ (TEL : 0846-22-8052)	竹原市小梨町 9052 番地 1	同 左	別表 10
	千代田テクノ(株) (TEL : 082-928-1204)	安佐南区山本町字大迫山 10207 番 1 外 3 筆	同 左	別表 11
	環境保全(株) (TEL : 0823-70-3535)	東広島市黒瀬町津江 21804	同 左	別表 12
	(株)三洋基礎 (TEL : 082-830-4848)	安佐南区沼田町大字吉山 10474 番地 5	同 左	別表 13

再資源化施設	(株)福永建設工業(西広島リユースセンター沼田工場) (TEL : 082-846-5991)	安佐南区伴北四丁目 9820 番地 1	同 左	別表 14
	(株)環境開発公社 (五日市工場) (TEL : 082-941-0051)	佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原 10460 - 18	同 左	別表 15
	(株)環境開発公社 (本社工場) (TEL : 0826-43-0080)	安芸高田市吉田町下入江字横路 1184	同 左	別表 16
処分場 管理型最終	(一財)広島県環境保全公社 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 (TEL : 082-546-9300)	南区出島四丁目 1 番 4 号	同 左	別表 17

㈱熊野技建に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② 計量証明事業者（計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。
- ③ 著しく悪臭や発色性を呈さないこと。
- ④ 他の産業廃棄物が混合されていないこと。
- ⑤ 油分を含まないこと。
- ⑥ 受入に際して事前に協議を行うこと。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム又はその化合物	0.09 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	1 〃 / 〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 〃 / 〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 〃 / 〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 〃 / 〃
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
20 チウラム	0.06 〃 / 〃
21 シマジン	0.03 〃 / 〃
22 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
23 ベンゼン	0.1 〃 / 〃
24 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
25 1,4-ジオキサン	0.5 〃 / 〃
26 ダイオキシン類	3.0 ng-TEQ/g 以下（含有基準）

太平洋セメント(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 粒径 100mm 程度以下であること。
- ② 臭気・発酵臭がしないこと。
- ③ 金属・プラスチック等異物を含まないこと。
- ④ 油分を含まないこと。
- ⑤ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合しているもの。なお、化学成分の分析方法は、蛍光エックス線オーダー分析（全元素分析）でも可とする。

判定項目		受入基準	
1	熱灼減量	10	%以下
【化学成分】			
2	二酸化ケイ素	平均 60	%以上
3	酸化ナトリウム	—	
4	酸化カリウム (等価アルカリ) ※1	— (1.5	%以下) ※1
5	塩素	300	ppm 以下
6	五酸化リン	0.1	%以下
7	酸化亜鉛	0.01	〃
8	三酸化硫黄	2.0	〃
9	全クロム	0.005	〃
10	カドミウム	検出限界以下	
11	鉛	0.01	%以下
12	全水銀	検出限界以下	
13	酸化アルミニウム	10～20	%
14	酸化鉄	10	%以下
15	酸化カルシウム	5	〃
16	酸化マグネシウム	1.5	〃

※1 : 等価アルカリは次式により算出する。

$$\text{等価アルカリ} = \text{酸化ナトリウム} + 0.658 \times \text{酸化カリウム}$$

(参考)

受入に関する判断は、熱しゃく減量と化学成分の分析とし、化学成分の分析方法は、蛍光エックス線オーダー分析（全元素分析）でも可とする。

黒瀬資源再利用センター(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ ゴミ、ガラ等の異物が混入していないこと。
- ⑤ 著しく悪臭や発色性を呈さないこと。
- ⑥ 受入れに際して事前に協議を行うこと。
- ⑦ 計量証明事業者(計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者)において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 カドミウム	0.01 mg/リットル以下
2 全シアン	検出されないこと
3 有機リン	検出されないこと
4 鉛	0.01 mg/リットル以下
5 六価クロム	0.05 // / //
6 ヒ素	0.01 // / //
7 総水銀	0.0005 // / //
8 アルキル水銀	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 ジクロロメタン	0.02 mg/リットル以下
11 四塩化炭素	0.002 // / //
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
13 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // / //
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 // / //
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
17 トリクロロエチレン	0.03 // / //
18 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
20 チウラム	0.006 // / //
21 シマジン	0.003 // / //
22 チオベンカルブ	0.02 // / //
23 ベンゼン	0.01 // / //
24 セレン	0.01 // / //
25 フッ素	0.8 // / //
26 ホウ素	1 // / //

丸伸企業(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① ダイオキシン類を含まないこと。
- ② 受入れに際して事前に協議を行うこと。
- ③ 計量証明事業者（計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム又はその化合物	0.09 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 フッ素 又は その化合物	24 〃 / 〃
10 PCB	0.003 〃 / 〃
11 ホウ素 又は その化合物	30 〃 / 〃
12 トリクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
13 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
14 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
15 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
16 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
17 1,1-ジクロロエチレン	1 〃 / 〃
18 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 〃 / 〃
19 1,1,1-トリクロロエタン	3 〃 / 〃
20 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 〃 / 〃
21 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
22 チウラム	0.06 〃 / 〃
23 シマジン	0.03 〃 / 〃
24 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
25 ベンゼン	0.1 〃 / 〃
26 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
27 1,4-ジオキサン	0.5 〃 / 〃

㈱砂原組に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② 計量証明事業者（計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。
- ③ ダイオキシン類を含まないこと。
- ④ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ 著しい臭気がしないこと。
- ⑥ 他の産業廃棄物及びゴミや異物や油分が混入していないこと。
- ⑦ 植物の根などが混入していないこと。
- ⑧ 受入れに際して事前に協議を行うこと。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 四塩化炭素	0.002 mg/リットル以下
2 クロロエチレン	0.002 // / //
3 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
4 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // / //
5 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
6 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
7 ジクロロメタン	0.02 // / //
8 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
9 1,1,1-トリクロロエタン	1.0 // / //
10 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
11 トリクロロエチレン	0.03 // / //
12 ベンゼン	0.01 // / //
13 カドミウム及びその化合物	0.01 // / //
14 六価クロム化合物	0.05 // / //
15 シアン化合物	検出されないこと
16 水銀及びその化合物	0.0005 mg/リットル以下
17 アルキル水銀化合物	検出されないこと
18 セレン及びその化合物	0.01 mg/リットル以下
19 鉛及びその化合物	0.01 // / //
20 砒素及びその化合物	0.01 // / //
21 ふっ素及びその化合物	0.8 // / //
22 ほう素及びその化合物	1.0 // / //
23 1,4-ジオキサン	0.05 // / //
24 シマジン	0.003 // / //
25 チオベンカルブ	0.02 // / //
26 チウラム	0.006 // / //
27 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
28 有機りん化合物	検出されないこと

住友大阪セメント(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① ダイオキシン類を含まないこと。
- ② 粒径50mm八方角以下であり、鋭利な形状なものは撤去すること。
- ③ 臭気・発酵臭、刺激臭がしないこと。
- ④ 金属、非鉄・プラスチック類、がれき等の異物を含まないこと。
- ⑤ 油分を含まず(含有率0.5%以下)、水分により泥状でなく発塵しないハンドリングを保持していること。
- ⑥ 計量証明事業者(計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者)において行った分析結果が、下記の受入基準に適合しているもの。なお、評価は絶乾ベースであり、主要成分の分析方法は、ガラスビード法蛍光X線分析、加熱分解電量法とする。
- ⑦ 付着性のないこと。
- ⑧ 発熱量が500cal/g以下であること
- ⑨ R_2O が5.0%以下であること。

判定項目	受入基準	
	赤穂工場	
【化学成分（絶乾ベース）】		
1 三酸化硫黄	1	%以下
2 五酸化二リン	20,000	ppm 以下
3 酸化マグネシウム	5.0	%以下
4 強熱減量	20	%以下
5 塩素	1,000	ppm 以下
6 水分	20	%以下
【微量成分（絶乾ベース）】		
7 全クロム	500	ppm 以下
8 鉛	300	ppm 以下
9 カドミウム	25	ppm 以下
10 ニッケル	1,000	ppm 以下 "
11 亜鉛	5,000	ppm 以下
12 銅	2,000	ppm 以下
13 全水銀	0.5	ppm 以下
14 フッ素	500	ppm 以下
15 酸化チタン	10,000	ppm 以下
16 n-ヘキサン抽出物質	300	ppm 以下
17 酸化マンガン	10,000	ppm 以下

平和実業(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ 再生品の品質に支障をきたさないこと。
- ⑤ 受入に際して事前に協議を行うこと。
- ⑥ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.0005 mg/リットル以下
3 カドミウム又はその化合物	0.003 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.01 〃 / 〃
5 有機リン化合物	検出されないこと
6 六価クロム化合物	0.05 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.01 〃 / 〃
8 シアン化合物	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	0.01 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.01 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.02 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.002 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.004 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
16 1,3-ジクロロプロペン	0.002 〃 / 〃
17 セレン 又は その化合物	0.01 〃 / 〃
18 n-ヘキサン抽出物質	1 %以下

(有)トラストに汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ 著しく悪臭や発色性を呈さないこと。
- ⑤ ゴミ、ガラ等の異物や油分が混入していないこと。
- ⑥ 受入に際して事前に協議を行うこと。
- ⑦ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 カドミウム	0.01 mg/リットル以下
2 全シアン	検出されないこと
3 有機リン	検出されないこと
4 鉛	0.01 mg/リットル以下
5 六価クロム	0.05 // / //
6 ヒ素	0.01 // / //
7 総水銀	0.0005 // / //
8 アルキル水銀	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 ジクロロメタン	0.02 mg/リットル以下
11 四塩化炭素	0.002 // / //
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
13 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // / //
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 // / //
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
17 トリクロロエチレン	0.03 // / //
18 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
20 チウラム	0.006 // / //
21 シマジン	0.003 // / //
22 チオベンカルブ	0.02 // / //
23 ベンゼン	0.01 // / //
24 セレン	0.01 // / //
25 フッ素	0.8 // / //
26 ホウ素	1 // / //

協和鉱業(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② 油分、ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ ゴミ、ガラ等の異物が混入していないこと。
- ⑤ 著しく悪臭がしないこと。
- ⑥ 再生品の品質に支障をきたさないこと。
- ⑦ 受入れに際して事前に協議を行うこと。
- ⑧ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム又はその化合物	0.3 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.3 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	0.2 〃 / 〃
16 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
17 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
18 n-ヘキサン抽出物質	1 %以下
19 シマジン	0.03 mg/リットル以下
20 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
21 ベンゼン	0.1 〃 / 〃

有)シー・イー・サプライに汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② 悪臭を発散しないこと。
- ③ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/リットル以下
2 シアン化合物	検出されないこと
3 有機リン化合物	検出されないこと
4 鉛及びその化合物	0.01 mg/リットル以下
5 六価クロム化合物	0.05 // / //
6 ヒ素及びその化合物	0.01 // / //
7 総水銀	0.0005 // / //
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 ジクロロメタン	0.02 mg/リットル以下
11 四塩化炭素	0.002 // / //
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
13 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // / //
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 // / //
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
17 トリクロロエチレン	0.01 // / //
18 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
20 チウラム	0.006 // / //
21 シマジン	0.003 // / //
22 チオベンカルブ	0.02 // / //
23 ベンゼン	0.01 // / //
24 セレン及びその化合物	0.01 // / //
25 フッ素及びその化合物	0.8 // / //
26 ホウ素及びその化合物	1 // / //
27 1,4-ジオキサン	0.05 // / //
28 クロロエチレン	0.002 // / //

千代田テクノ(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥であること。
- ② 強い悪臭を発散しないこと。
- ③ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。
- ④ ダイオキシンを含まないこと。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム又はその化合物	0.3 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.3 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	0.2 〃 / 〃
16 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
17 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
18 n-ヘキサン抽出物質	1 %以下

環境保全(株)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 油分、ダイオキシン類を含まないこと。
- ② 無機性汚泥であること。
- ③ 著しく臭気がしないこと。
- ④ 再生品の品質に支障をきたさないこと。
- ⑤ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ⑥ ごみ・ガラ等の異物が混入していないこと。
- ⑦ 受入に際して事前に協議を行うこと。
- ⑧ 計量証明事業者（計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 カドミウム	0.01 mg/リットル以下
2 全シアン	検出されないこと
3 有機リン	検出されないこと
4 鉛	0.01 mg/リットル以下
5 六価クロム	0.05 // / //
6 ヒ素	0.01 // / //
7 総水銀	0.0005 // / //
8 アルキル水銀	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 ジクロロメタン	0.02 mg/リットル以下
11 四塩化炭素	0.002 // / //
12 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
13 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // / //
14 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
15 1,1,1-トリクロロエタン	1 // / //
16 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
17 トリクロロエチレン	0.03 // / //
18 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
19 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
20 チウラム	0.006 // / //
21 シマジン	0.003 // / //
22 チオベンカルブ	0.02 // / //
23 ベンゼン	0.01 // / //
24 セレン	0.01 // / //
25 フッ素	0.8 // / //
26 ホウ素	1 // / //

㈱三洋基礎に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥（含水比 80%以下）で土壌の汚染に係る環境基準を満足していること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 焼却灰を含まないこと。
- ④ 感染性廃棄物を含まないこと。
- ⑤ 異常臭気や異質な土壌色彩を呈さないこと。
- ⑥ 再生品の品質に支障をきたす恐れがないこと。
（ごみ・コンクリートガラ、岩塊等の異物が混入していないこと。また、油分（含有率1%以下）等を含まないこと。）
- ⑦ 受入に際して、現場ごとに計量証明事業者（計量法第107条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った土壌分析結果が下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準	
	溶出量基準	含有量基準
1 トリクロロエチレン	0.03 mg/リットル以下	
2 テトラクロロエチレン	0.01 // //	
3 ジクロロメタン	0.02 // //	
4 四塩化炭素	0.002 // //	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004 // //	
6 1,1-ジクロロエチレン	0.02 // //	
7 1,2-ジクロロエチレン	0.04 // //	
8 1,1,1-トリクロロエタン	1 // //	
9 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // //	
10 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // //	
11 ベンゼン	0.01 // //	15 mg/kg 以下
12 総水銀	0.0005 // //	
13 アルキル水銀	検出されないこと	
14 カドミウム	0.01 mg/リットル以下	
15 鉛	0.01 // //	
16 六価クロム	0.05 // //	250 mg/kg 以下
17 ヒ素	0.01 // //	150 mg/kg 以下
18 全シアン	検出されないこと	50 mg/kg 以下
19 セレン	0.01 mg/リットル以下	150 mg/kg 以下
20 ほう素	1 // //	4,000 mg/kg 以下
21 フッ素	0.8 // //	4,000 mg/kg 以下
22 有機リン	検出されないこと	
23 PCB	検出されないこと	
24 チウラム	0.006 mg/リットル以下	
25 シマジン	0.003 // //	
26 チオベンカルブ	0.02 // //	

株福永建設工業(西広島Ryusenta沼田工場)に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 無機性汚泥（含水率が 80%以下）であること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。
- ③ 焼却灰や感染性廃棄物を含まないこと。
- ④ 異常臭気や異質な土壌色彩を呈さないこと。
- ⑤ ゴミ、コンクリートガラ、岩塊等の異物や油分（含有率 1 %以下）が混入していないこと。
- ⑥ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。

【土壌の汚染に係る環境基準】

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 総水銀	0.0005 mg/リットル以下
3 カドミウム 及び その化合物	0.003 // / //
4 鉛 及び その化合物	0.01 // / //
5 有機リン化合物	検出されないこと
6 六価クロム化合物	0.05 mg/リットル以下
7 ヒ素 及び その化合物	0.01 // / //
8 シアン化合物	検出されないこと
9 PCB	検出されないこと
10 トリクロロエチレン	0.01 mg/リットル以下
11 テトラクロロエチレン	0.01 // / //
12 ジクロロメタン	0.02 // / //
13 四塩化炭素	0.002 // / //
14 クロロエチレン	0.002 // / //
15 1,2-ジクロロエタン	0.004 // / //
16 1,1-ジクロロエチレン	0.1 // / //
17 1,2-ジクロロエチレン	0.04 // / //
18 1,1,1-トリクロロエタン	1.0 // / //
19 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 // / //
20 1,3-ジクロロプロペン	0.002 // / //
21 チウラム	0.006 // / //
22 シマジン	0.003 // / //
23 チオベンカルブ	0.02 // / //
24 ベンゼン	0.01 // / //
25 セレン 及び その化合物	0.01 // / //
26 ホウ素	1.0 // / //
27 フッ素	0.8 // / //
28 1,4-ジオキサン	0.05 // / //

㈱環境開発公社（五日市工場）に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム 又はその化合物	0.09 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	1 〃 / 〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 〃 / 〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 〃 / 〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 〃 / 〃
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
20 チウラム	0.06 〃 / 〃
21 シマジン	0.03 〃 / 〃
22 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
23 ベンゼン	0.1 〃 / 〃
24 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
25 1,4-ジオキサン	0.5 〃 / 〃

㈱環境開発公社（本社工場）に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。
- ② ダイオキシン類を含まないこと。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム 又はその化合物	0.09 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	1 〃 / 〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 〃 / 〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	3 〃 / 〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 〃 / 〃
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
20 チウラム	0.06 〃 / 〃
21 シマジン	0.03 〃 / 〃
22 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
23 ベンゼン	0.1 〃 / 〃
24 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
25 1,4-ジオキサン	0.5 〃 / 〃

(一財)広島県環境保全公社 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場に汚泥を搬出する際の受入基準

次の全てを満たすこと。

- ① 水銀含有量が 15 mg/kg 以下であること。
- ② 含水率 85%以下に脱水されていること。
- ③ N-ヘキサン抽出物質（油分）が、1 %以下であること。
- ④ 無機性のものであること。
- ⑤ 悪臭を発散しないものであること。
- ⑥ 次に掲げるいずれかのものが付着し又は封入されていないこと。
 - ・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬
- ⑦ 環境保全、埋立作業上に支障がないこと。
- ⑧ 計量証明事業者（計量法第 107 条による計量証明の事業の登録を受けている者）において行った分析結果が、下記の受入基準に適合していること。なお、分析報告書の有効期限は、受入前 6 か月以内とする。

判定物質名	受入基準
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀 又は その化合物	0.005 mg/リットル以下
3 カドミウム 又は その化合物	0.09 〃 / 〃
4 鉛 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
5 有機リン化合物	1.0 〃 / 〃
6 六価クロム化合物	1.5 〃 / 〃
7 ヒ素 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
8 シアン化合物	1.0 〃 / 〃
9 PCB	0.003 〃 / 〃
10 トリクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
11 テトラクロロエチレン	0.1 〃 / 〃
12 ジクロロメタン	0.2 〃 / 〃
13 四塩化炭素	0.02 〃 / 〃
14 1,2-ジクロロエタン	0.04 〃 / 〃
15 1,1-ジクロロエチレン	1.0 〃 / 〃
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 〃 / 〃
17 1,1,1-トリクロロエタン	3.0 〃 / 〃
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06 〃 / 〃
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02 〃 / 〃
20 チウラム	0.06 〃 / 〃
21 シマジン	0.03 〃 / 〃
22 チオベンカルブ	0.2 〃 / 〃
23 ベンゼン	0.1 〃 / 〃
24 セレン 又は その化合物	0.3 〃 / 〃
25 1,4-ジオキサン	0.5 〃 / 〃
26 ダイオキシン類	3.0 ng-TEQ/g 以下（含有基準）